

小笠原諸島における海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

令和6年12月12日

6環資一第474号

(目的)

第1条 東京都小笠原諸島における良好な景観と環境を保全するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)第15条第1項の規定により、東京都、関係行政機関、町村及び民間団体等の地域の関係者が円滑な意思疎通や連絡調整を図り、連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を推進することを目的として、小笠原諸島における海岸漂着物対策推進協議会(以下「小笠原協議会」という。)を設置する。

(事務)

第2条 小笠原協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 海岸漂着物処理推進法第14条第1項に定める地域計画の作成又は変更に係る協議に関すること。
- (2) 海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他海岸漂着物等対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 小笠原協議会は、別表に掲げる職にある者及び機関、団体から選出された者で構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、新たな機関又は団体から選出された者を加えることができる。
- 3 委員に事故のあるときは、当該委員が指定した者がその職務を代理する。

(役員)

第4条 小笠原協議会に会長を置く。

- 2 会長は、東京都環境局資源循環推進部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるときは、会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議は原則として公開とする。
- 5 小笠原協議会は原則として年1回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、小笠原協議会の運営に関して必要な事項は、会長が小笠原協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月12日から施行する。

別表(第3条関係)

	機関・団体名	役職名	備考
1	小笠原村	環境課長	
2		産業観光課長	
3		母島支所長	
4	国土交通省 小笠原総合事務所	国有林課長	
5	東京都	環境局資源循環推進部長	会長
6		環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課長	
7		総務局小笠原支庁総務課長	
8		総務局小笠原支庁産業課長	
9		総務局小笠原支庁土木課長	
10		総務局小笠原支庁世界自然遺産担当課長	
11		総務局小笠原支庁港湾課長	
12		総務局小笠原支庁母島出張所長	
13		建設局河川部防災課長	
14		港湾局離島港湾部管理課長	
15	環境省 関東地方環境事務所 小笠原自然保護官事務所		
16	公益財団法人東京都公園協会小笠原ビジターセンター 大神山公園サービスセンター		
17	小笠原島漁業協同組合		
18	小笠原村商工会		
19	一般社団法人小笠原村観光協会		
20	小笠原母島漁業協同組合		
21	一般社団法人小笠原母島観光協会		
22	一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会		
23	認定特定非営利活動法人エバーラスティング・ネイチャー (小笠原海洋センター管理受託者)		